

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：渋谷区

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.7%
全職員	82.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.0%
本庁課長相当職	98.0%
本庁課長補佐相当職	100.1%
本庁係長相当職	101.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	102.2%
31～35年	100.2%
26～30年	100.5%
21～25年	90.2%
16～20年	79.9%
11～15年	80.8%
6～10年	90.9%
1～5年	89.3%

【説明欄】

差異の主な要因は、以下のとおりである。

- ・主たる生計維持者として扶養手当を受給している職員に占める男性の割合が77%であること。
- ・時間外勤務手当における女性の平均時間数は、男性の平均時間数の53%であること。
- ・部分休業を取得している職員に占める女性の割合が97%であること。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。